

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額

		一般病棟(2F・3F)
70歳未満 (後期高齢者医療 を受ける者を除く)	一般所得	一食490円 指定難病患者 一食280円
	低所得 (市町村民税非課税者)	一食230円 90日越で、一食180円
高齢受給者、 後期高齢者	一般所得	一食490円 指定難病患者 一食280円
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者)	一食230円 90日越で、一食180円
	低所得Ⅰ (市町村民税非課税者であり、 かつ一定所得以下の70歳以上 の者)	一食110円

当病院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食:8時、昼食:12時、夕食:18時)、適温で提供しています。